

おわりに

老人問題にいつもつきまとうのは、老人の肉体的精神的衰えに起因する社会生活からの引退ないしは疎外の問題である。社会生活へ直接参加できなくなることによる一番の問題は所得の問題であるが、これは一国の富の分配と関連するので、老人問題だけから考えることはできない。いずれにしても、われわれの30年から40年という活動期間に匹敵する老後が存在し、しかもそうした老後が全人口の10数%にもものぼる場合、かなり思い切った、具体的な施策が必要となる。フランスの場合、いろいろな面からかなり具体的な提案がなされているが、それを実現するためには財政的な保証がなくてはならず、国が、あるいは社会がどこまで財政負担をするかが、第6次計画ないしは老人問題解決の大きな鍵となるだろう。

もちろん、老人問題は財政的な問題だけで解決するものではなく、社会が何に価値を置くのかという、社会の目標ともかかわりあう問題でもある。本報告書の総括者であり、「老年の社会学」(クセジュ文庫)の著者でもある Pパイヤ氏は、「われわれの社会は、青少年問題には大きな関心を払い、熱意を燃やすのに、老人問題はどちらかというとながしろにされている」と云っているが、ある意味でこうした差別がわれわれの中に存在する限り、老人問題解決の途は多難であると云わざるを得ないだろう。

Rapport de l'inter groupe: Problèmes relatifs aux
personnes âgées

社会保障こぼれ話

失業保険の改正

(アメリカ)

1973年に、多くの州はそれぞれの州で実施している失業保険の法律を改正した。それらの改正の一部は次に示されるとおりである。

これらの改正のうち、適用の改正では、アーカンソーなどの諸州は、州政府の公務員を適用対象に含めることになり、それらの中で、オハイオ州などは、郡や自治体の職員も含めている。また、アーカンソー州は家内サービス労働者を適用対象に含める第4番目の例となり、ミネソタ州は農業労働者に制度を適用した第4番目の例となっている。なお、従業員を1人でも雇用する事業や非営利団体に、雇用期間などを条件として、適用対象を拡大する例がみうけられる。

受給資格条件の改正では、妊娠による受給制限がコネティカットなどの諸州で完全に廃止され、アーカンソーなどの諸州では、制限が緩和された。その結果、妊娠時に資格を制限する例は2年間に38州から27州に減った。また、オレゴンなどの諸州では、結婚や家事のために離職する者の資格制限を廃止した。なお、アーカンソー州のように、夫の仕事で居住地を変えるために、職場を去る勤労女子の資格制限を緩和する例も現われている。このような改正で、家事などの都合に対する資格制限は、この2年間に22州から15州に減った。なお、疾病による離職で、資格条件を緩和する例も見うけられる。さらに妥当な理由もなく提供された適職を拒否できないことになっているが、この適職について、コネティカット州は初めて「適切な賃金」を法令で規定した。適職の拒否と資格制限について、ニュー・ハンプシャー州は女子が15歳未満の子供を養育している場合とか、疾病の老齢者を世話している場合には、3交替制の仕事を拒否できることにした。その他、受給資格の一時停止などについても、いろいろな改正が実施された。もっとも、各種の改善が行われたのに対して、一部では、拋出率の引上げや受給の制限

(38頁へつづく)

(34頁から続く)

も設けられている。たとえば、給付を受給する場合に、適職を自主的に探すように義務づけたロード・アイランド州の例は、制約を設けた例に該当する。

給付の改正では、多くの州が給付の改善を行っており、毎週の平均賃金に対する比率で見れば、毎週支払われる給付の最高はこの数年間に改善され、37州の状況では、毎週の給付最高額は、各州の平均賃金の50%を上まわっている。給付の支給額で付言すれば、モンタナ州など一部の州が動態的(もしくは可変的)最高額という仕組みを採用したが、この仕組みは5州がすでに採用していた方法で、最高支給額をそれぞれの州の平均賃金に対するある比率で決定する方法である。この比率を上げた例もみうけられるが、それらの比率はマサチューセッツ州の57.5%やサウス・カロライナ州の66%などにわたっている。最低額を改善する例もみうけられ、動態的(可変的)最低額も採用されており、その最低額では、オレゴン州が平均賃金の15%という水準を設けている。給付に関連して若干付言すれば、受給資格とも関連をもっているが、雇用期間や待期間の改正も実施されており、給付を算出する賃金の取得された期間や給付算出の直接的な算定基礎となる期間などが、それらの改正と関連をもっている。

1970年に、失業率の高い州では、失業給付の支給期間を13週間延長する対策が採用された。その対策はその後法律を改正しながら継続され、1974年2月現在、3州がその対策を実施中で、数州は実施を検討中であった。

Joseph A. Hickey, Changes in State Unemployment Insurance Legislation, Monthly Labor Review, No. 97, No. 1, Jan. 1974, pp. 39-46.

Provision for Extended Unemployment Insurance Benefits, Social Security Bulletin, Vol. 37, No. 4, April 1974, pp. 38, 40-1. (平石長久 社会保障研究所)

編集後記

かつて、2,000メートル位の所にある山小屋で暮していた。人里を離れ、下の方に熊の出るその深い山では、豪快な雷鳴が轟き、車軸のような雨が降った。7月初めの梅雨明け近くにも、風呂桶をひっくり返したように、大粒の雨が激しく屋根を叩いた。その音を聞きながら、1人暮らしをのんびり楽しんでいた。山小屋からちょっと離れた所に、大量の岩石や土砂を吹き出したすさまじい鉄砲水が、山肌を傷つけた爪跡を残していた。長い時間をかけ、そのようにして、山々は形作られてきたのである。それにしても、鉄砲水は各地で余りにもしばしば人びとを襲い、多くの被害を出している。毎年繰返す悲惨な災害も、暫らく話題になるが、やがて、天災として諦観と忘却の中に埋もれてしまう。

諸般の事情から、今号以後、装いおよび刊行時期がやや改まることになった。

(平石)

海外社会保障情報 No. 26

昭和49年7月10日発行

編集兼発行人 社会保障研究所

〒100 東京都千代田区霞ヶ関3-3-4

電話03(580)2511

製作所 和光企画出版株式会社
